青森労働局長 井嶋 俊幸 殿

青森地方最低賃金審議会 会長 石岡 隆司

青森県特定(産業別)最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和5年9月12日付け青労発基0912第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1~2のとおりの結論に達したので答申する。

青森県各種商品小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 適用する地域 青森県の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で各種商品小売業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての 主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。)を営む使用者

- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18 歳未満又は65 歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
 - 1時間921円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日令和5年12月21日

青森県自動車小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 適用する地域 青森県の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け、洗車又は賄いの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
 - 1時間923円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日令和5年12月21日